

墨田区通訳・翻訳ボランティアの登録について

1. 依頼内容は、下記のとおりです。
 - (1) 区の国際交流及び多文化共生の推進に資する事業
 - (2) 災害時における被災外国人等への支援
 - (3) 区の行政手続、区政に関する相談等の対応
 - (4) 区の刊行物、掲示物、案内板等の作成
2. ボランティア登録できる方は、18歳以上です。
3. ボランティア登録の有効期間は、募集を行った年の4月1日から翌々年の3月31日までの2年間です。
ただし、年度の途中に登録した方の登録期間は、当該期間の残期間になります。
今回の登録期間は、令和7年4月1日から令和9年3月31日までです。
4. 更新に当たっては、区から更新のお知らせをさせていただきます。
登録期間満了後も引き続き登録を希望される場合は、登録期間が満了する日の1か月前から当該登録期間が満了する日までにお手続きが必要です。
5. 通訳・翻訳業務が発生した場合、その都度、区から登録者に御協力の可否についてメールで照会しますので、登録にはパソコンのメールアドレスが必要です。
6. 翻訳・翻訳校正は、文書作成ソフト **Word** 及び表計算ソフト **Excel** を使用する依頼になります。
7. 登録者が次のいずれかに該当する場合は、ボランティア登録を取り消します。
 - (1) 登録の取消しに係る申出がされたとき。
 - (2) 連絡不能となり3か月以上が経過したとき。
 - (3) ボランティアとして不適格であると認められる事由が生じたとき。
8. ボランティアの方は、協力活動によって知り得た個人情報等を他に漏らすことはできません。ボランティアを退いた後も、同様に守秘義務があります。
9. 登録票をご提出された場合、上記の1～8に同意されたことになります。

区の依頼からボランティア業務の一連の流れ

